

議案第50号

日出町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

日出町職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢)

第2条 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業の承認)

第3条 任命権者は、高齢者部分休業を申請した職員が前条に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該申請において示した日から高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、日出町職

員の給与に関する条例（昭和３２年日出町条例第１０号）第１６条第１項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第２０条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を減額する。

（休業時間の延長）

第５条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた１週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の延長の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第６条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合であって、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

２ 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の当該高齢者部分休業の申請理由が消滅した場合であって、当該職員から当該高齢者部分休業の承認の取消しの申出があったときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消すものとする。

（委任）

第７条 この条例に定めるもののほか、高齢者部分休業に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

理 由

職員の定年の引上げを踏まえ、高年齢の職員の働き方の多様化に資するため、高齢者部分休業に関する事項を定めたいので提出する。